

## 「遺言と後見人」

何においても「終わり」には、始まりの何倍ものエネルギーを要するとは良く言ったものです。廃業・離婚・死などがその代表的なものですが、だからこそ、その時に向けた備えが大切です。遺言はご自身の死に向けた準備です。最近でこそ遺言書を作成される方が増えてきておりますが、（訴訟社会となりつつある為）それでもまだまだ作成される率は低調と言えるでしょう。その背景には、遺言書を作成するに当たり、その内容等を誰にも相談できないという点が大きく影響していると思われまます。言い換えれば相談すべき経験豊富な方が少ないということです。最もポピュラーな公正証書遺言の場合は、最終的にその作成を公証人が行いますが、そこに行くまでに公証人との橋渡し役が必要な場合があり、その代表的な方が弁護士・司法書士・行政書士となります。遺言でお悩みの方は、ご自身の意思がしっかりしている間にそのような方に相談する事から始めてください。

また、遺言書作成後の生活において、財産の管理等を行っていく必要がありますが、認知症等で管理能力を喪失される場合がありますので、そのような症状が出始めたら、信頼のおける後見人を選任する手続きを行い、相続していく財産を守る手続きに入るべきでしょう。

遺言書作成も後見人選任もいわば究極の危機管理と言えるでしょう。危機が起こってから考えるのではなく、起こる前に準備する。これが最も有効な対策と言えるのではないのでしょうか？弊社でもそのお手伝いの一環として、公証人様を講師としてお招きし、小セミナーを実施しております。お気軽にご相談ください。

F P委員会 田原 智延